

「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会  
第三次中間取りまとめ（案）」に対する意見公募手続の結果について

令和4年1月28日  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
電力産業・市場室

「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会  
第三次中間取りまとめ（案）」等について、令和3年12月15日から令和4年1月13日まで意見公募手続を実施いたしました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>レベニューキャップの目標設定において、「新規再エネの早期かつ着実な連系」として「接続検討・契約申込の回答期限超過件数をゼロにすること」が掲げられているが、当社事例として標準処理期間を大幅に超過（一年以上）しているにも関わらず、接続検討回答書の提示が無く、当初は3ヶ月毎に進捗連絡を行われていたが、接続回答期限から約1年経過後に進捗報告を打ち切られた、といった事例がある。</p> <p>このことから、レピュテーションインセンティブが働くような目標設定については異存はないが、一方で、一送側で接続検討回答期限を大幅に超過している案件が有る場合は、期限超過に至った理由や今後の進め方など、然るべき機関（広域機関等）が適切な助言を行うように勧奨するなどの方策を検討していただきたい。</p>	<p>現状、電力広域的運営推進機関にて規定している業務規程に基づき、接続検討・契約申込の回答状況、回答期間超過の件数・理由等の系統アクセス業務に関する実績については、電力広域的運営推進機関のWebサイトで公表されています。また、電力広域的運営推進機関にて規定している業務規程及び送配電等業務指針において、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行うことを定めています。</p> <p>その上で、レベニューキャップ制度において、再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系のため、「接続検討・契約申込の回答期限超過件数をゼロにすること」については、レピュテーションインセンティブではなく、収入上限の引き下げのインセンティブとしています。</p> <p>収入上限に影響がある項目であることから、一般送配電事業者には、より強いインセンティブが働くことが想定されています。</p>
2	<p>和暦と西暦等、表記揺れを修正すべき。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、表記を適正化しています。</p>

<p>3</p>	<p>電力インフラのように安全保障上も重要なものを、単に「競争により価格を下げるだの、効率を上げる」だの、とか言いながら、うまく行っているようには見えません。</p> <p>自由化と言いながら、こうして行政が様々な手間ひまかけて、総合的に効率化されているのか？検証結果を教えてください。</p>	<p>電力システム改革は、①安定供給の確保、②料金の抑制、③事業機会及び需要家選択枝の拡大、の3つの目的の下で行ってきています。また、これまで小売全面自由化前、法的分離の実施前の2度に渡り、検証を行ってきています。</p> <p>他方、東日本大震災以降、原子力発電所の停止等に伴う燃料費の増大や再エネ賦課金導入等によって、大手電力会社の料金水準は、2010年度に比べて約15%上昇しているところ です。</p> <p>エネルギーは全ての社会・経済活動を支える土台であることから、我が国の競争力維持・強化や国民生活の観点から、S+3Eのバランスを取りながら安定的で安価なエネルギー供給を確保することは、最重要課題であると考えております。このため、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指す中であっても、電力の安定供給の確保や電気料金を含むエネルギーコストの抑制は実現に向け、関係省庁と連携しながら、全力を挙げてエネルギー政策を進めていく所存です。</p>
<p>4</p>	<p>CAPEXの投資単価において、一般送配電事業者は「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省 平成30年7月2日1次改訂)に則り費用算出すべきであり、査定にあたってはこれが配慮された単価であるかを事前確認するよう査定の確認項目に入れていただきたい。</p> <p>本意見が第1規制期間の開始時点で取り入れることができないのであれば、第2規制期間での査定に向けた検討を深める課題として取り入れていただき、トップランナー査定を行う上でのデータ蓄積や分析についての検討をお願いしたい。</p>	<p>レベニューキャップ制度では、必要な投資を確保しつつ、その費用を最大限抑制する観点から、</p> <p>① 再エネ電源接続のための送配電設備の新設や、需要の変動など事前に予見しがたい外生的な費用の増減を、機動的に収入上限に反映できるようにすることにより、必要な投資を確保しやすくするとともに、</p> <p>② 国が一定期間ごとに、事業者による合理化・効率化の成果も踏まえつつ、複数の事業者比較・評価を行い、投資の必要性や実効性を確認しつつ、審査・査定を行う仕組みとしています。</p> <p>こうした仕組みを適切に運用することにより、送配電設備の増強・維持工事などの必要な投資を確保し、ひいては、必要となる技術・人材の維持・強化にもつなげる制度としています。</p>

		<p>なお、トップランナー査定を行う上でのデータ蓄積やそれを用いた詳細な分析については第2規制期間へ向けて継続的に取り組んでいくこととしています。</p>
5	<p>(1) 「カーボンニュートラルと安定供給の両立に資する新規投資に限り・・・」「6次エネルギー基本計画を踏まえ、本制度で対象とする「新規投資」の基本的な考え方については、発電・供給時にCO2を排出しない電源（脱炭素電源）への新規投資を対象とする。」と記載がある部分について、第6次エネ基本文に明記されているとおり、発電・供給時にCO2を排出しない電源として蓄電池も対象として想定していただいている理解でよいか確認したい。もしも想定されていない場合は系統用蓄電池も対象にしてほしい。</p> <p>(2) また、現在の単年度の容量市場立ち上げ時に開発が開始された電源についても長期的な収入の予見可能性が十分でないため複数年度収入の対象として欲しい。</p>	<p>(1) 今回のとりまとめ案の内容としては、「発電・供給時にCO2を排出しない電源（脱炭素電源）への新規投資を対象とする」ものであり、具体的な対象の詳細については、制度検討作業部会において検討を進めているところであり、いただいたご意見も参考に、検討を進めて参ります。</p> <p>(2) 上記と同様。</p>
6	<p>(1) P5、(b) 目標設定_目標設定に当たっての基本的な考え方_達成すべき具体的な目標項目について、「再エネ主力電源化やレジリエンス強化等に対応するため、一般送配電事業者が送配電設備の確実な増強と更新を実施すると同時に、コスト効率化に取り組むよう、国は、指針において一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を記載する。目標の設定においては、(中略)といった目標分野を設け」に賛同いたします。</p> <p>その上で、一般送配電事業者におかれましては、安定供給の点では、需給ひっ迫時、極力、JEPX市場機能を活用した需給の最適化を促進（送配電事業者が保有する電源の市場投入）し小売</p>	<p>(1) ご指摘の内容について、第1規制期間においては目標項目として設定しなかったものの、国の審議会で一般送配電事業者が取り組むべきとした内容については、今後も一般送配電事業者に対して実施を促すこととしています。</p> <p>また、顧客満足度、デジタル化、安全性・環境性への配慮については、一般送配電事業者が自主的に目標を設定する項目としており、ステークホルダーとの協議を実施し、一般送配電事業者が地域ごとのニーズを踏まえて目標を設定することとなります。</p> <p>(2) 託送料金の算定（費用配賦・レートメイク）については、部門整理や一般管理費等の配分、機能別配分及び電圧別配分のあり方、さらに資源エネルギー庁の審議会で議論された、潮流の改善に資する需要側託送料金</p>

	<p>事業者が需要家に安定供給を確保できるよう協力いただきたい。</p> <p>更に、安定供給、サービスレベル向上、及びレジリエンス向上の点からは、より低コストなネガティブ電源の一層の活用も含めた電源活用のためアグリゲーター等との連携を促進いただきたい。</p> <p>また、再エネ導入拡大、サービスレベル向上の点では、自己託送などによる再エネ大量導入のための技術的課題の解消、低圧部分供給のためのシステム課題の解消、各種手続きのワンストップ化などの利便性向上についてご検討いただきたい。</p> <p>(2) P39 (g) 託送料金の算定に係るルールについて、基本料金/従量料金の割合など、構造的な変化が大きい場合は電力小売ビジネスへの影響も懸念されます。そのため、需要家及び小売電気事業者への影響の大きさにかんがみ、電力システム全体に公平な結果となるよう慎重かつ公平なご議論を十分透明性を確保した上で、新電力にとってもお客様に十分ご納得いただけるよう説明ができるよう、丁寧に進めていただきたい。特に託送料金の決定にかかる今後の段取りについては、契約期間が1年以上にわたることも多く、新電力とそのお客様にも十分な余裕をもって具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>制度の方向性など、複数の論点事項があり、慎重な議論が求められます。そのため、第2規制期間に向けて、必要な見直しの議論を慎重に進めていくこととしています。</p>
7	<p>(1) P. 42 について、脱炭素化の中での安定供給の確保に向けて、自然変動再エネの大量導入を支える供給力・調整力を確保し、システム全体で脱炭素化を進めていくことが重要であると考えます。この点について、引き続きのご検討をお願い致します。</p> <p>(2) P. 42 について、脱炭素の手段として水素・アンモニアに加えて、合成</p>	<p>今回のとりまとめ案の内容としては、「発電・供給時に CO2 を排出しない電源（脱炭素電源）への新規投資を対象とする」ものであり、具体的な対象の詳細については、制度検討作業部会において検討を進めているところであり、いただいたご意見も参考に、検討を進めて参ります。</p>

	<p>メタンを対象に含めることについて、今後ご検討をお願いしたく思います。</p> <p>(3) P. 42 について、水素もアンモニアと同様に、混焼から導入を拡大させていくのが良いと考えます。この点について、引き続きのご検討をお願い致します。</p>	
8	<p>P. 42 の記載について、ガスタービン等の発電設備は、燃焼器などの一部の部品の交換と、水素・アンモニア供給のための設備の導入のみで、水素・アンモニアの混焼や専焼に対応できる。既設設備の改造は新設に比べ費用が抑えられることから、新設のみならず既設も対象とするべきである。</p> <p>燃料となる水素・アンモニアの由来についても考慮する必要がある。現段階において、化石燃料+CCUS や再エネ由来のクリーン水素の流通量は少なく、大量の水素・アンモニアを利用する火力発電において、由来を限定すると、燃料調達が難しくなり、電源投資が進まない可能性がある。</p> <p>また、温対法において、ごみ発電では、焼却場所で CO2 排出量を計上し、発電した電気はクリーンであると取り扱う。水素・アンモニアにおいても同様に、製造場所で CO2 排出量を計上し、水素・アンモニア自体はクリーンであると扱うべきである。</p>	<p>頂いたご意見も参考に、引き続き今後検討して参ります。</p>
9	<p>(1) インセンティブ設定は主に一般送配電事業者を対象として見えるが、2022 年度から始まる配電ライセンス制において、配電事業者に対するインセンティブ設定も明言していただきたい。もし一般送配電事業者と同じ扱いであれば、その旨も最初に明示していただきたい。</p>	<p>(1) 本取りまとめにおいて、配電事業者のインセンティブについては、「レベニューキャップ制度においては、期初において投資計画に記載した工事の一部が未実施となった場合、当該投資費用については翌期の収入上限から減額することとしている。一方で、配電事業者による混雑管理等の取組によって、一般送配電事業者の系統増強が回避されるケースも想定されることから、このような場合には、分散グリッド化を推進していく観点や、</p>

	<p>(2) 規制期間中に料金下げについて、これも一般送配電事業者、即ちすでに送配電事業を行っている事業者を対象として想定しているように見える。2022年度から始まる配電ライセンス制において、配電事業者に対して、各種取組によって需要誘致が考えられ、需要が増加した場合、その分がインセンティブとして配電事業者に還元できなければ、配電事業者のモチベーションが低下してしまう恐れは考えられる。</p> <p>さらに、配電事業者の視点から見れば、全体的に託送料金制度を含め、収入と支出に係る各種の制度は、配電事業者に事業リスクを押し付ける一方、事業利益に関する制限が多く見受けられる。現状のままなら、新規事業となる配電事業に参入しようとする配電事業者にとっては、メリットが少なく、参入のモチベーションも低い。「コスト効率化や地域のレジリエンスを向上させるために、新たな事業者の参画を促す」といった配電ライセンス制の趣旨・目的と乖離し、目的も達成できなくなる恐れがある。配電事業者にとって、より公平かつモチベーション向上に繋がるような制度設計が必要かと思われる。</p>	<p>一般送配電事業者の系統増強回避を通じたコスト効率化を促進する観点から、一般送配電事業者、配電事業者双方に対し、インセンティブを設定することが必要と整理された。具体的には、配電事業者の取組によって、一般送配電事業者の系統増強が回避できた場合には、①一般送配電事業が回避できた投資を特定し、その具体的な費用削減額（効率化額）を算出する。また、②規制期間終了後に当該効率化額の妥当性を国にて検証、審査した上で、③妥当と判断された当該効率化分のうち50%分については系統利用者に還元し、残り50%分については、一般送配電事業者と配電事業者との協議により配分する仕組みを導入することとなった。」と記載しているところだ。</p> <p>(2) レベニューキャップ制度においては、配電事業者の取組により需要が増加した場合等には、それを踏まえた取り扱いを今後検討していきます。</p>
10	<p>そもそも制御不能費用などとする経費が派生することが理解できません。中でも廃炉円滑化負担金相当、賠償負担金相当など。これは本来原子力発電業者が負担すべきものです。あってはならないことですが、今後また原発事故が起きることが考えられます。その負担が制御不能費用となっていくことに反対です。また、容量市場拠出金について、同様の意見を持っています。</p>	<p>事前に予見しがたい外生的な費用の増減を、機動的に収入上限に反映できるようにすることにより、必要な投資を確保しやすくすることを目的として、レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用を制御不能費用と定義した上で、実績費用を収入上限に反映し回収することとしています。</p> <p>賠償負担金は福島復興を支える観点から、廃炉円滑化負担金は原発依存度低減というエネルギー政策の基本政策に沿った措置と</p>

		<p>して、託送料金を通じて、回収させていただくこととしたものです。また、容量拠出金について、一般送配電事業者は、実需給断面での周波数調整に必要な調整力等を確保する必要があり、容量市場における費用において一定の負担を行うものとしております。</p>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源投資対象について、火力発電の「混焼」は今後の検討対象となっているが、専焼は混焼率を100%まで上げていくことに他ならず、設備寿命の長い火力発電において、脱炭素化技術の進展を都度反映できる混焼は、長期に渡って電力の安定化に貢献しつつ、カーボンニュートラルへ移行していく為の技術であり、混焼率を問わず本制度の対象として頂きたい。</li> <li>・大気へ放出する前にCO<sub>2</sub>を回収するCCS/CCUS設備も、カーボンニュートラル実現に必要な装置であり、同様に対象として頂きたい。</li> <li>・これらの設備は新設に限らず既設にも適用でき、既設改造であれば投資費用も抑えられ、本施策の投資対象である「電力の安定化とカーボンニュートラルを両立する電源」の導入促進を図るため、新設/既設を問わず対象として頂きたい。</li> <li>・燃料となる水素・アンモニアは、現段階において化石燃料からCCS/CCUS技術を伴い製造されるもの、および再エネ由来で製造されるものの流通量は少なく、大量の水素・アンモニアが必要な火力発電において、由来を限定すると燃料調達が難しくなり、電源投資が進まない可能性がある事から、当面は由来を限定することは回避頂きたい。</li> </ul>	<p>頂いたご意見も参考に、引き続き今後検討して参ります。</p>